



福島医発第 1289 号 (地)

令和 2 年 8 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (SARS-CoV-2 を含む。) の保険適用に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る関連通知等の取扱いについて

令和 2 年 7 月 22 日、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (SARS-CoV-2 を含む。) が保険適用され、診療報酬の算定方法 (留意事項通知) が改正されたことにつきましては、令和 2 年 8 月 4 日付け福島医発第 1290 号 (地) をもって、ご連絡申し上げたところです。

今般、上記に伴い、これまでに発出された新型コロナウイルス感染症に係る関連通知等の取扱いについて、厚生労働省より各都道府県等宛て別添のとおり通知等がなされた旨、日本医師会より通知がありました。

具体的には、関連通知等における SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出に係る記載箇所について、「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (SARS-CoV-2 を含む。)」を追加するものであり、詳細は各添付資料通知をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

1. 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について
(令 2. 7. 22 保医発 0722 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 25)
(令 2. 7. 22 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)
3. 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における PCR 検査の取り扱いについて
(令 2. 7. 22 厚生労働省健康局結核感染症課 事務連絡)

(健Ⅱ229)(保158)

令和2年7月29日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

釜 菫 敏

松 本 吉 郎

(公印省略)

ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）の保険適用に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る関連通知等の取扱いについて

令和2年7月22日、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）が保険適用され、診療報酬の算定方法（留意事項通知）が改正されたことにつきましては、令和2年7月29日付け日医発第571号（保157）をもって、ご連絡申し上げます。

今般、上記に伴い、これまでに発出された新型コロナウイルス感染症に係る関連通知等の取扱いについて、厚生労働省より各都道府県等宛て別添のとおり通知等がなされましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、関連通知等における SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出に係る記載箇所について、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）を追加するものであり、詳細は添付資料をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会並びに関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

1. 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について
(令2.7.22 保医発0722第2号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その25)
(令2.7.22 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)
3. 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査におけるPCR検査の取り扱いについて
(令2.7.22 厚生労働省健康局結核感染症課 事務連絡)

保医発 0722 第 2 号
令和 2 年 7 月 22 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する
診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、「検査料の点数の取扱いについて」（令和 2 年 7 月 22 日付け保医発 0722 第 1 号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）が改正され、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）が追加されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和 2 年 5 月 13 日保医発 0513 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知）の一部を次のとおり改正することとしたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段のご配慮を願いたい。

記

「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）」に改める。

(参考)

保医発 0513 第 2 号
令和 2 年 5 月 13 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する 診療報酬明細書の記載等について

「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 25 日健感発 0325 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、感染症指定医療機関等が実施した PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）（以下「PCR 検査料等」という。）に係る自己負担に相当する金額については、令和 2 年 4 月診療分から、その審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することが可能とされたところであるが、今般、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 5 月 13 日健感発 0513 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、感染症指定医療機関等が実施した抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）（以下「抗原検査料等」という。）に係る自己負担に相当する金額についても、令和 2 年 5 月診療分から同様に委託することが可能とされた。

当該取扱いに伴い、保険医療機関による当該金額の請求（以下「本請求」という。）に係る診療報酬明細書の記載等については、下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

また、これに伴い、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査に係る費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和 2 年 3 月 25 日保医発 0325 第 9 号）は廃止する。

記

1 公費負担者番号欄について

- (1) 本請求に関する法別番号は「28」とすることとし、保険医療機関の所在地に応じて該当する公費負担者番号（8桁）を記載すること。（別紙参照）
- (2) 他の公費負担医療制度による給付が行われる場合の記載順については、既存の法別番号 28 の公費負担医療（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症等の患者の入院（同法第 37 条）（以下「一類感染症等の患者の入院」という。））と同様の取扱いとすること。

なお、既存の法別番号 28 の公費負担医療と同時に記載する場合は、一類感染症等の患者の入院の公費負担者番号を「公費負担者番号①」欄に、本請求の公費負担者番号を「公費負担者番号②」欄に記載すること。

また、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」（令和 2 年 4 月 30 日健感発 0430 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき請求される法別番号 28 の公費負担医療（以下「軽症者等に係る法別番号 28 の公費負担医療」という。）と同時に記載する場合は、本請求の公費負担者番号を「公費負担者番号①」欄に、軽症者等に係る法別番号 28 の公費負担医療の公費負担者番号を「公費負担者番号②」欄に記載すること。

2 公費負担医療の受給者番号について

公費負担医療の受給者番号は、「9999996（7桁）」を記載すること。

3 「療養の給付」欄について

本請求に係る「請求」の項には、実際に算定した PCR 検査料等並びに抗原検査料等の合計点数を記載すること。また、本請求に係る「負担金額」又は「一部負担金額」の項には「0円」と記載すること。

記載例：「療養の給付」欄

(1) 1 の (2) なお書きに該当する場合

抗原検査の結果、陽性であったため、新型コロナウイルス感染症に係る入院医療を実施（急性期一般入院料 1（一般病棟入院期間加算を含めた 2,100 点）を算定する病棟に 10 日間入院）した場合。

療 養 の 給 付	保 険 の 給 付	請 求 点	※ 決 定 点	負 担 金 額 円
		21,744		減額 割(円) 免除・支払猶予
		21,000	点 ※	円
		744	点 ※	円

※公費①：新型コロナウイルス感染症に係る入院医療

公費②：抗原検査料及び免疫学的検査判断料

(2) 1 の (2) また書きに該当する場合

初診（282 点）時に抗原検査を実施したところ陰性、その後 PCR 検査を実施した結果、陽性であ

ったため、宿泊療養又は自宅療養となった患者に対して、新型コロナウイルス感染症に係る医療を実施（往診料（720 点）、再診料（73 点）及び外来管理加算（52 点）を算定）した場合。

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※ 決 定 点	一 部 負 担 金 額 円
		3,821		減額 割(円)免除・支払猶予
	公費①	2,694 点	※ 点	0 円
	公費②	845 点	※ 点	0 円

※公費①：抗原検査料及び免疫学的検査判断並びに PCR 検査料及び微生物学的検査判断料

公費②：軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した（往診、訪問診療等による受診を含む。）新型コロナウイルス感染症に係る医療

4 その他

その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）によること。

5 実施時期

PCR 検査料等については、令和 2 年 4 月診療分（5 月請求分）から、また、抗原検査料等については、令和 2 年 5 月診療分（6 月請求分）から実施すること。

(別紙)

実施機関名	公費負担者番号				集計コード
	法別 番号	都道府 県番号	実施機関番号	検証 番号	
北海道（札幌市、小樽市、函館市、旭川市を除く。）	2 8	0 1	0 5 0	2	28010502
札幌市	2 8	0 1	1 5 0	0	28011500
小樽市	2 8	0 1	2 5 0	8	28012508
函館市	2 8	0 1	3 5 0	6	28013506
旭川市	2 8	0 1	4 5 0	4	28014504
青森県（青森市、八戸市を除く。）	2 8	0 2	0 5 0	1	28020501
青森市	2 8	0 2	1 5 0	9	28021509
八戸市	2 8	0 2	2 5 0	7	28022507
岩手県（盛岡市を除く。）	2 8	0 3	0 5 0	0	28030500
盛岡市	2 8	0 3	1 5 0	8	28031508
宮城県（仙台市を除く。）	2 8	0 4	0 5 0	9	28040509
仙台市	2 8	0 4	1 5 0	7	28041507
秋田県（秋田市を除く。）	2 8	0 5	0 5 0	8	28050508
秋田市	2 8	0 5	1 5 0	6	28051506
山形県（山形市を除く。）	2 8	0 6	0 5 0	7	28060507
山形市	2 8	0 6	1 5 0	5	28061505
福島県（郡山市、いわき市、福島市を除く。）	2 8	0 7	0 5 0	6	28070506
郡山市	2 8	0 7	1 5 0	4	28071504
いわき市	2 8	0 7	2 5 0	2	28072502
福島市	2 8	0 7	3 5 0	0	28073500
茨城県（水戸市を除く。）	2 8	0 8	0 5 0	5	28080505
水戸市	2 8	0 8	1 5 0	3	28081503
栃木県（宇都宮市を除く。）	2 8	0 9	0 5 0	4	28090504
宇都宮市	2 8	0 9	1 5 0	2	28091502
群馬県（前橋市、高崎市を除く。）	2 8	1 0	0 5 0	1	28100501
前橋市	2 8	1 0	1 5 0	9	28101509
高崎市	2 8	1 0	2 5 0	7	28102507
埼玉県（さいたま市、川越市、越谷市、川口市を除く。）	2 8	1 1	0 5 0	0	28110500
さいたま市	2 8	1 1	1 5 0	8	28111508
川越市	2 8	1 1	2 5 0	6	28112506
越谷市	2 8	1 1	3 5 0	4	28113504
川口市	2 8	1 1	4 5 0	2	28114502
千葉県（千葉市、船橋市、柏市を除く。）	2 8	1 2	0 5 0	9	28120509
千葉市	2 8	1 2	1 5 0	7	28121507
船橋市	2 8	1 2	2 5 0	5	28122505
柏市	2 8	1 2	3 5 0	3	28123503
千代田区	2 8	1 3	0 1 9	3	28130193
中央区	2 8	1 3	0 2 9	2	28130292
港区	2 8	1 3	0 3 9	1	28130391
新宿区	2 8	1 3	0 4 9	0	28130490
文京区	2 8	1 3	0 5 9	9	28130599
台東区	2 8	1 3	0 6 9	8	28130698
墨田区	2 8	1 3	0 7 9	7	28130797
江東区	2 8	1 3	0 8 9	6	28130896
品川区	2 8	1 3	0 9 9	5	28130995
目黒区	2 8	1 3	1 0 9	2	28131092
大田区	2 8	1 3	1 1 9	1	28131191
世田谷区	2 8	1 3	1 2 9	0	28131290

渋谷区	2	8	1	3	1	3	9	9	28131399
中野区	2	8	1	3	1	4	9	8	28131498
杉並区	2	8	1	3	1	5	9	7	28131597
豊島区	2	8	1	3	1	6	9	6	28131696
北区	2	8	1	3	1	7	9	5	28131795
荒川区	2	8	1	3	1	8	9	4	28131894
板橋区	2	8	1	3	1	9	9	3	28131993
練馬区	2	8	1	3	2	0	9	0	28132090
足立区	2	8	1	3	2	1	9	9	28132199
葛飾区	2	8	1	3	2	2	9	8	28132298
江戸川区	2	8	1	3	2	3	9	7	28132397
八王子市	2	8	1	3	2	4	9	6	28132496
町田市	2	8	1	3	3	0	9	8	28133098
東京都下（23区、八王子市、 町田市を除く。）	2	8	1	3	6	9	0	1	28136901
神奈川県（横浜市、川崎市、 横須賀市、相模原市、藤沢 市、茅ヶ崎市を除く。）	2	8	1	4	0	5	0	7	28140507
横浜市	2	8	1	4	1	5	0	5	28141505
川崎市	2	8	1	4	2	5	0	3	28142503
横須賀市	2	8	1	4	3	5	0	1	28143501
相模原市	2	8	1	4	4	5	0	9	28144509
藤沢市	2	8	1	4	5	5	0	6	28145506
茅ヶ崎市	2	8	1	4	6	5	0	4	28146504
新潟県（新潟市を除く。）	2	8	1	5	0	5	0	6	28150506
新潟市	2	8	1	5	1	5	0	4	28151504
富山県（富山市を除く。）	2	8	1	6	0	5	0	5	28160505
富山市	2	8	1	6	1	5	0	3	28161503
石川県（金沢市を除く。）	2	8	1	7	0	5	0	4	28170504
金沢市	2	8	1	7	1	5	0	2	28171502
福井県（福井市を除く。）	2	8	1	8	0	5	0	3	28180503
福井市	2	8	1	8	1	5	0	1	28181501
山梨県（甲府市を除く。）	2	8	1	9	0	5	0	2	28190502
甲府市	2	8	1	9	1	5	0	0	28191500
長野県（長野市を除く。）	2	8	2	0	0	5	0	9	28200509
長野市	2	8	2	0	1	5	0	7	28201507
岐阜県（岐阜市を除く。）	2	8	2	1	0	5	0	8	28210508
岐阜市	2	8	2	1	1	5	0	6	28211506
静岡県（静岡市、浜松市を除 く。）	2	8	2	2	0	5	0	7	28220507
静岡市	2	8	2	2	1	5	0	5	28221505
浜松市	2	8	2	2	2	5	0	3	28222503
愛知県（名古屋市、豊田市、 豊橋市、岡崎市を除く。）	2	8	2	3	0	5	0	6	28230506
名古屋市	2	8	2	3	1	5	0	4	28231504
豊田市	2	8	2	3	2	5	0	2	28232502
豊橋市	2	8	2	3	3	5	0	0	28233500
岡崎市	2	8	2	3	4	5	0	8	28234508
三重県（四日市市を除く。）	2	8	2	4	0	5	0	5	28240505
四日市市	2	8	2	4	1	5	0	3	28241503
滋賀県（大津市を除く。）	2	8	2	5	0	5	0	4	28250504
大津市	2	8	2	5	1	5	0	2	28251502
京都府（京都市を除く。）	2	8	2	6	0	5	0	3	28260503
京都市	2	8	2	6	1	5	0	1	28261501
大阪府（大阪市、堺市、東大 阪市、高槻市、豊中市、枚方 市、八尾市、寝屋川市、吹田 市を除く。）	2	8	2	7	0	5	0	2	28270502
大阪市	2	8	2	7	1	5	0	0	28271500
堺市	2	8	2	7	2	5	0	8	28272508
東大阪市	2	8	2	7	3	5	0	6	28273506

高槻市	2	8	2	7	4	5	0	4	28274504
豊中市	2	8	2	7	5	5	0	1	28275501
枚方市	2	8	2	7	6	5	0	9	28276509
八尾市	2	8	2	7	7	5	0	7	28277507
寝屋川市	2	8	2	7	8	5	0	5	28278505
吹田市	2	8	2	7	9	5	0	3	28279503
兵庫県（神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、明石市を除く。）	2	8	2	8	0	5	0	1	28280501
神戸市	2	8	2	8	1	5	0	9	28281509
尼崎市	2	8	2	8	2	5	0	7	28282507
姫路市	2	8	2	8	3	5	0	5	28283505
西宮市	2	8	2	8	4	5	0	3	28284503
明石市	2	8	2	8	5	5	0	0	28285500
奈良県（奈良市を除く。）	2	8	2	9	0	5	0	0	28290500
奈良市	2	8	2	9	1	5	0	8	28291508
和歌山県（和歌山市を除く。）	2	8	3	0	0	5	0	7	28300507
和歌山市	2	8	3	0	1	5	0	5	28301505
鳥取県（鳥取市を除く。）	2	8	3	1	0	5	0	6	28310506
鳥取市	2	8	3	1	1	5	0	4	28311504
島根県（松江市を除く。）	2	8	3	2	0	5	0	5	28320505
松江市	2	8	3	2	1	5	0	3	28321503
岡山県（岡山市、倉敷市を除く。）	2	8	3	3	0	5	0	4	28330504
岡山市	2	8	3	3	1	5	0	2	28331502
倉敷市	2	8	3	3	2	5	0	0	28332500
広島県（広島市、呉市、福山市を除く。）	2	8	3	4	0	5	0	3	28340503
広島市	2	8	3	4	1	5	0	1	28341501
呉市	2	8	3	4	2	5	0	9	28342509
福山市	2	8	3	4	3	5	0	7	28343507
山口県（下関市を除く。）	2	8	3	5	0	5	0	2	28350502
下関市	2	8	3	5	1	5	0	0	28351500
徳島県	2	8	3	6	0	5	0	1	28360501
香川県（高松市を除く。）	2	8	3	7	0	5	0	0	28370500
高松市	2	8	3	7	1	5	0	8	28371508
愛媛県（松山市を除く。）	2	8	3	8	0	5	0	9	28380509
松山市	2	8	3	8	1	5	0	7	28381507
高知県（高知市を除く。）	2	8	3	9	0	5	0	8	28390508
高知市	2	8	3	9	1	5	0	6	28391506
福岡県（福岡市、北九州市、久留米市を除く。）	2	8	4	0	0	5	0	5	28400505
福岡市	2	8	4	0	1	5	0	3	28401503
北九州市	2	8	4	0	2	5	0	1	28402501
久留米市	2	8	4	0	4	5	0	7	28404507
佐賀県	2	8	4	1	0	5	0	4	28410504
長崎県（長崎市、佐世保市を除く。）	2	8	4	2	0	5	0	3	28420503
長崎市	2	8	4	2	1	5	0	1	28421501
佐世保市	2	8	4	2	2	5	0	9	28422509
熊本県（熊本市を除く。）	2	8	4	3	0	5	0	2	28430502
熊本市	2	8	4	3	1	5	0	0	28431500
大分県（大分市を除く。）	2	8	4	4	0	5	0	1	28440501
大分市	2	8	4	4	1	5	0	9	28441509
宮崎県（宮崎市を除く。）	2	8	4	5	0	5	0	0	28450500
宮崎市	2	8	4	5	1	5	0	8	28451508
鹿児島県（鹿児島市を除く。）	2	8	4	6	0	5	0	9	28460509
鹿児島市	2	8	4	6	1	5	0	7	28461507
沖縄県（那覇市を除く。）	2	8	4	7	0	5	0	8	28470508
那覇市	2	8	4	7	1	5	0	6	28471506

(別添)

健感発0513 第1号

令和2年5月13日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて(一部改正)

「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」の保険適用に伴い、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」(令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。3月25日最終改正。以下「3月4日課長通知」という。)において、都道府県、保健所設置市又は特別区(以下「都道府県等」という。)における新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の具体的な取扱いとして、医療機関との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく行政検査の委託契約の締結や費用の支払等について、お知らせしたところである。

今般、「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出」の保険適用に伴い、3月4日課長通知を別添のとおり一部改正し、本日(令和2年5月13日)から適用することとしたので、十分御承知の上、その取扱いについて、遺漏なくご対応いただくようお願いする。

なお、本改正に伴い、3月4日課長通知の別添の事務契約書(案)についても変更を行うが、既に締結済みの契約については、契約当事者の異議がある場合を除き、本通知に基づく改正がされたものとみなし、次の契約時に本通知に基づく契約書に変更することをもって足りるものとする。

以上

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

◎「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」(令和2年3月4日健感発 0304 第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) 新旧対照表(適用日:令和2年5月13日)

新	旧
「<u>新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて</u>」 (令和2年3月4日健感発 0304 第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) (1) 行政検査の委託 ○ 現在、新型コロナウイルス感染症については、行政検査として行っている PCR 検査<u>又は抗原検査</u>でなければ、感染が疑われる者が新型コロナウイルスを保有しているか確認できず、当該検査でウイルスを保有していると確認され感染者と判明した場合には、新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び本人に対する治療の観点から、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長の判断で感染症法に基づく入院勧告等を行うこととしている。 したがって、新型コロナウイルス感染症にかかる PCR 検査<u>及び抗原検査</u>は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に加えて、本人に対する感染症の治療へ繋げる観点から行われているところである。	「<u>新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて</u>」(令和2年3月4日健感発 0304 第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) (1) 行政検査の委託 ○ 現在、新型コロナウイルス感染症については、行政検査として行っている PCR 検査でなければ、感染が疑われる者が新型コロナウイルスを保有しているか確認できず、当該検査でウイルスを保有していると確認され感染者と判明した場合には、新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び本人に対する治療の観点から、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長の判断で感染症法に基づく入院勧告等を行うこととしている。 したがって、新型コロナウイルス感染症にかかる PCR 検査は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に加えて、本人に対する感染症の治療へ繋げる観点から行われているところである。

○ 令和 2 年 3 月 6 日より、PCR 検査に保険適用が、同年 5 月 13 日より、抗原検査に保険適用がなされたところであるが、現在のところ、医師の判断により診療の一環として行われ、帰国者・接触者外来を設置している医療機関等において実施する保険適用される検査については、前述の行政検査と同様の観点から、同検査を実施する医療機関に対して、都道府県等から行政検査を委託しているものと取り扱い、当該検査費用の負担を本人に求めないこととする。

(2) 具体的な事務の概要

①事務の流れ

○ 感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で感染症法第 19 条又は第 20 条に基づき入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関（以下「感染症指定医療機関等」という。）と都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）において、感染症法第 15 条に基づく調査（SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出又は SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出）にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）に関する委託契約を締結する。なお、契約が 3 月 6 日より後となった場合であっても、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出に係る診療については、3 月 6 日以降行った診療分から、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出に係る診療につ

○ 令和 2 年 3 月 6 日より、PCR 検査に保険適用がなされたところであるが、現在のところ、医師の判断により診療の一環として行われ、帰国者・接触者外来を設置している医療機関等において実施する保険適用される検査については、前述の行政検査と同様の観点から、同検査を実施する医療機関に対して、都道府県等から行政検査を委託しているものと取り扱い、当該検査費用の負担を本人に求めないこととする。

(2) 具体的な事務の概要

①事務の流れ

○ 感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で感染症法第 19 条又は第 20 条に基づき入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関（以下「感染症指定医療機関等」という。）と都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）において、感染症法第 15 条に基づく調査（SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）に関する委託契約を締結する。なお、契約が 3 月 6 日より後となった場合であっても、3 月 6 日以降行った診療分から適用する。

いては、5月13日以降行った診療分から適用する。

(別添「感染症法第15条に基づく調査に関する事務契約書(案)」参照)

- 感染症指定医療機関等がPCR検査又は抗原検査を実施。感染症指定医療機関等は、

- ・ PCR検査を実施した場合、診療に係る自己負担額を受診者から徴収する際、PCR検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料(初再診料などは含まない。)にかかる自己負担に相当する金額として、以下②に定める都道府県等が医療機関に対して支払う金額分を受診者に支給する。(受診者の負担と相殺することも差し支えない。)

- ・ 抗原検査を実施した場合、診療に係る自己負担額を受診者から徴収する際、抗原検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出」)及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料(初再診料などは含まない。)にかかる自己負担に相当する金額として、以下②に定める都道府県等が医療機関に対して支払う金額分を受診者に支給する。(受診者の負担と相殺することも差し支えない。)

- 感染症指定医療機関等は通常の診療報酬の請求において、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に費用の請求を行う。

- 都道府県等から、PCR検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的検

(別添「感染症法第15条に基づく調査に関する事務契約書(案)」参照)

- 感染症指定医療機関等がPCR検査を実施。感染症指定医療機関等は、診療に係る自己負担額を受診者から徴収する際、PCR検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料(初再診料などは含まない。)にかかる自己負担に相当する金額として、以下②に定める都道府県等が医療機関に対して支払う金額分を受診者に支給する。(受診者の負担と相殺することも差し支えない。)

- 感染症指定医療機関等は通常の診療報酬の請求において、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に費用の請求を行う。

- 都道府県等から、PCR検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的検

査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額及び抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額についての審査及び支払事務の委託を受けた社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会は、都道府県等に代わって、感染症指定医療機関等に支払いを行う。

- 都道府県等は、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額並びに抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額について、その審査及び支払事務を委託した社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対して、支払いを行う。
- 感染症指定医療機関等は、本契約に基づき実施した検査の結果についてその結果を問わず、速やかに所管の都道府県等に報告する。なお、当該報告は、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムに必要な情報を入力している場合には、省略することができる。

② 対象者及び検査一回当たりの金額

本補助事業は、PCR 検査及び抗原検査が保険適用になること

査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額についての審査及び支払事務の委託を受けた社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会は、都道府県等に代わって、感染症指定医療機関等に支払いを行う。

- 都道府県等は、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額について、その審査及び支払事務を委託した社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対して、支払いを行う。
- 感染症指定医療機関等は、本契約に基づき実施した検査の結果についてその結果を問わず、速やかに所管の保健所に報告する。

② 対象者及び検査一回当たりの金額

本補助事業は、PCR 検査が保険適用になることに伴い、新た

に伴い、新たに受診者に発生する自己負担分を軽減することが趣旨で行うものであることから、検査一回当たりの金額については、保険給付がされる場合には、これを優先して適用し、他の公費負担医療の給付がされる場合には、感染症法第 37 条に基づく給付より優先して適用される公費負担医療については優先して適用することとし、本補助事業による補助が行われなければ受診者が負担することとなる PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額並びに抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額とする。

具体的には、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額並びに抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負

に受診者に発生する自己負担分を軽減することが趣旨で行うものであることから、検査一回当たりの金額については、保険給付がされる場合には、これを優先して適用し、他の公費負担医療の給付がされる場合には、感染症法第 37 条に基づく給付より優先して適用される公費負担医療については優先して適用することとし、本補助事業による補助が行われなければ受診者が負担することとなる PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額とする。

具体的には、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負担額とする。なお、他の公費負担医療との適用順については、感染症法第 37 条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする（同条に基づく公費負担医療と当該補助

担額とする。なお、他の公費負担医療との適用順については、感染症法第 37 条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする（同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する）。

（例）PCR 検査を実施した場合の補助額の算定例

- ① 外来・入院診療において、PCR 検査実施時に、PCR 検査料が 1,800 点(1,350 点)、微生物学的検査判断料が 150 点となった場合、1,950 点（1,500 点）に係る受診者の自己負担額が補助額となる。

※ 括弧内は、検体採取を行った指定感染症医療機関等以外の施設へ輸送し検査を実施した場合以外のとき。

- ② 外来・入院診療において、当月に既に他の検査により判断料を算定しており、PCR 検査料が 1,800 点(1,350 点)、微生物学的検査判断料が 0 点となった場合、1,800 点(1,350 点)に係る自己負担額が補助額となる。

※ 括弧内は、検体採取を行った指定感染症医療機関等以外の施設へ輸送し検査を実施した場合以外のとき。

- ③ DPC 対象病院において、包括算定がされている場合には、PCR 検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分はないことから、補助の対象とならない。（ただし、当該 PCR 検査が出来高算定により算定さ

事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する）。

（例）補助額の算定例

- ① 外来・入院診療において、PCR 検査実施時に、PCR 検査料が 1,800 点(1,350 点)、微生物学的検査判断料が 150 点となった場合、1,950 点（1,500 点）に係る受診者の自己負担額が補助額となる。

※ 括弧内は、検体採取を行った指定感染症医療機関等以外の施設へ輸送し検査を実施した場合以外のとき。

- ② 外来・入院診療において、当月に既に他の検査により判断料を算定しており、PCR 検査料が 1,800 点(1,350 点)、微生物学的検査判断料が 0 点となった場合、1,800 点(1,350 点)に係る自己負担額が補助額となる。

※ 括弧内は、検体採取を行った指定感染症医療機関等以外の施設へ輸送し検査を実施した場合以外のとき。

- ③ DPC 対象病院において、包括算定がされている場合には、PCR 検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分はないことから、補助の対象とならない。（ただし、当該 PCR 検査が出来高算定により算定さ

れている場合には、PCR 検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分が生ずるため、補助の対象となる。具体的な算定方法は①・②と同様となる。）

（例）抗原検査を実施した場合の補助額の算定例

① 外来・入院診療において、抗原検査実施時に、抗原検査料が 600 点、免疫学的検査判断料が 144 点となった場合、744 点に係る受診者の自己負担額が補助額となる。

② 外来・入院診療において、当月に既に他の検査により判断料を算定しており、抗原検査料が 600 点、免疫学的検査判断料が 0 点となった場合、600 点に係る自己負担額が補助額となる。

③ DPC 対象病院において、包括算定がされている場合には、抗原検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分はないことから、補助の対象とならない。（ただし、当該抗原検査が出来高算定により算定されている場合には、抗原検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分が生ずるため、補助の対象となる。具体的な算定方法は①・②と同様となる。）

以上

れている場合には、PCR 検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分が生ずるため、補助の対象となる。具体的な算定方法は①・②と同様となる。）

以上

(別添) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する事務契約書 (案) 「<u>SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出</u>」又は「<u>SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出</u>」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合において、受診者の自己負担の軽減のための措置に関する事務について、〇〇都道府県知事 (〇〇市長、〇〇区長) (以下「甲」という。) と〇〇病院 (以下「乙」という。) との間に次の通り契約を締結する。 第一条 甲は、乙が PCR 検査 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。) <u>又は抗原検査 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。)</u> を行った場合に、受診者の PCR 検査料 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」) 及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料 (初再診料などは含まない。) にかかる自己負担に相当する金額 <u>又は抗原検査料 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出」) 及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料 (初再診料などは含まない。)</u> にかかる自己負担に相当する金額の補助を行うものとする。 第二条 甲、乙の金銭の授受は、社会保険診療報酬支払基金又は	(別添) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する事務契約書 (案) 「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合において、受診者の自己負担の軽減のための措置に関する事務について、〇〇都道府県知事 (〇〇市長、〇〇区長) (以下「甲」という) と〇〇病院 (以下「乙」という) との間に次の通り契約を締結する。 第一条 甲は、乙が PCR 検査 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る) を行った場合に、受診者の PCR 検査料 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」) 及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料 (初再診料などは含まない。) にかかる自己負担に相当する金額の補助を行うものとする。 第二条 甲、乙の金銭の授受は、社会保険診療報酬支払基金又は
--	--

〇〇都道府県国民健康保険団体連合会を介して行うこととする。

第三条 乙は、PCR 検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）又は抗原検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る）を実施した場合には、甲に報告することとする。なお、当該報告は、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムに必要な情報を入力している場合には、省略することができる。また、甲は、乙からの請求内容について疑義がある場合には、乙に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

第四条 乙は、本補助事業の対象に係る受診者に対して、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額又は抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する

〇〇都道府県国民健康保険団体連合会を介して行うこととする。

第三条 甲は、乙からの請求内容について疑義がある場合には、乙に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

第四条 乙は、本補助事業の対象に係る受診者に対して、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負担額（他の公費負担医療との適用順については、感染症

法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負担額（他の公費負担医療との適用順については、感染症法第 37 条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする。なお、同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する。）を受診者に支給するものとする。その際、受診者の自己負担額と相殺することも差し支えないものとする。 第五条 本契約は、4 月 1 日以降に実施した診療分から適用する。 この契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印の上各々1 通を所持するものとする。 令和 2 年 月 日 都道府県知事、市長、区長 氏名 (印) 医療機関の長 氏名 (印)	法第 37 条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする。なお、同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する。）を受診者に支給するものとする。その際、受診者の自己負担額と相殺することも差し支えないものとする。 第五条 本契約は、4 月 1 日以降に実施した診療分から適用する。 この契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印の上各々1 通を所持するものとする。 令和 2 年 月 日 都道府県知事、市長、区長 氏名 (印) 医療機関の長 氏名 (印)
---	--

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 22 日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その25）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、「検査料の点数の取扱いについて」（令和 2 年 7 月 22 日付け保医発 0722 第 1 号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）が改正され、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）が追加されたことに伴い、関連する厚生労働省保険局医療課事務連絡の取扱いについて下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 18）（令和 2 年 5 月 22 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「5 月 22 日事務連絡」という。）の一部改正について
 - ・ 5 月 22 日事務連絡中「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）並びに SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に改める。
 - ・ 5 月 22 日事務連絡中「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び検体検査判断料」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）及び検体検査判断料」に改める。
 - ・ 5 月 22 日事務連絡中「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出について実施した微生物学的検査判断料」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びウイル

ス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）について実施した微生物学的検査判断料」に改める。

- ・ 5 月 22 日事務連絡中「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する以前に外来等で微生物学的検査判断料を算定した患者」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）を実施する以前に外来等で微生物学的検査判断料を算定した患者」に改める。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 22）（令和 2 年 6 月 15 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「6 月 15 日事務連絡」という。）

- ・ 6 月 15 日事務連絡中「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）並びに SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に改める。
- ・ 6 月 15 日事務連絡中「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び検体検査判断料」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）並びに検体検査判断料」に改める。

以上

(参考 1)

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 22 日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その18)

今般、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等の診療報酬上の評価を適切に行う観点から、当該保険医療機関の入院中に実施するSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出等に係る検体検査実施料及び検体検査判断料について、臨時的な対応として下記のとおり取り扱うこととしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 新型コロナウイルス核酸検出等の算定について

(1) D P C 対象病院（特定機能病院である D P C 対象病院を含む。）の場合

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 93 号）に基づき療養に要する費用の額を算定する患者（特定機能病院ではない D P C 対象病院における、同告示別表 19 の診断群分類点数表に基づき療養に要する費用の額を算定する患者以外の患者を除く。）に対し、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出を実施した場合にあっては、別途、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料並びに SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料を算定できるものとする。

(2) 特定機能病院（D P C 対象病院を除く。）の場合

①基本的検体検査実施料について

特定機能病院（D P C 対象病院を除く。）において入院中の患者に対し、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出を実施した場合にあっては、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出は基本的検体検査実施料に含まれないものとし、別に算定することができるものとする。

②基本的検体検査判断料について

特定機能病院（D P C 対象病院を除く。）において入院中の患者に対し、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出を実施した場合にあっては、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出について実施した微生物学的検査判断料及び SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出について実施した免疫学的検査判断料は基本的検体検査判断料に含まれないものとし、別に算定することができるものとする。

2. 診療報酬明細書の記載方法等について

1. に基づき算定した検査の費用を請求する場合における診療報酬明細書の記載方法等の取扱いについては、次のとおりとする。

（1）記載方法

自己負担に相当する金額の請求方法等については、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発 0304 第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。5月22日最終改正。）において、保険医療機関において診療報酬明細書を作成し、審査支払機関に請求を行い、診療報酬明細書に基づき公費の補助を行うこととされていることから「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和2年5月13日付保医発 0513 第2号厚生労働省保険局医療課長通知）に基づき記載すること。

（2）請求方法

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成20年厚生労働省告示第126号）様式第二（一）（診療報酬明細書（医科入院）の様式）を用いて、別途、書面により請求すること。

3. その他の診療報酬の取扱いについて

別添のとおりとする。

(別添)

問 1 微生物学的検査判断料は月 1 回に限り算定することができる点数であるが、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する以前に外来等で微生物学的検査判断料を算定した患者については、当該判断料は別に算定することができるのか。

(答) 同月に微生物学的検査を算定した患者については、別に算定することができない。

問 2 免疫学的検査判断料は月 1 回に限り算定することができる点数であるが、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出を実施する以前に外来等で免疫学的検査判断料を算定した患者については、当該判断料は別に算定することができるのか。

(答) 同月に免疫学的検査判断料を算定した患者については、別に算定することができない。

問 3 2. に基づき作成する診療報酬明細書において、検体検査実施料及び検体検査判断料（※）以外の算定項目（入院基本料や検体採取料等）はどのように記載するのか。

(答) 検体検査実施料及び検体検査判断料以外の算定項目については、通常の手続きに則り診療報酬明細書を作成し、これとは別途、2. に基づき作成する診療報酬明細書には、検体検査実施料及び検体検査判断料のみを記載すること。

(※) SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料又は SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料をいう。

以上

(参考 2)

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 15 日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その22)

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い及び施設基準に係る臨時的な対応等について次のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 新型コロナウイルス核酸検出等の算定について

(1) 療養病棟入院基本料等を算定する場合

次に掲げる入院料を算定する患者に対し、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出を実施した場合にあっては、別途、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料並びにSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料を算定できることとする。

なお、検査を実施した日時及び検査実施の理由等について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア 療養病棟入院基本料

イ 障害者施設等入院基本料（注5に規定する特定入院基本料又は注6に規定する点数を算定する場合に限る。）

ウ 有床診療所療養病床入院基本料

エ 救命救急入院料

オ 特定集中治療室管理料

カ ハイケアユニット入院医療管理料

キ 脳卒中ケアユニット入院医療管理料

ク 小児特定集中治療室管理料
ケ 新生児特定集中治療室管理料
コ 総合周産期特定集中治療室管理料
サ 新生児治療回復室入院医療管理料
シ 特殊疾患入院医療管理料
ス 小児入院医療管理料
セ 回復期リハビリテーション病棟入院料
ソ 地域包括ケア病棟入院料
タ 特殊疾患病棟入院料
チ 緩和ケア病棟入院料
ツ 精神科救急入院料
テ 精神科急性期治療病棟入院料
ト 精神科救急・合併症入院料
ナ 児童・思春期精神科入院医療管理料
ニ 精神療養病棟入院料
ヌ 認知症治療病棟入院料
ネ 特定一般病棟入院料
ノ 地域移行機能強化病棟入院料
ハ 短期滞在手術等基本料

(2) 介護老人保健施設等に入所等している場合

介護老人保健施設又は介護医療院に入所（これらにおいて短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている場合を含む。）する患者に対し、保険医療機関が SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出を実施した場合にあっては、別途、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料並びに SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料を算定できることとする。

なお、検査を実施した日時及び検査実施の理由等について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(3) 入院中以外において一部の医学管理等を算定する場合

入院中以外において、小児科外来診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、手術前医学管理料又は在宅がん医療総合診療料を算定する患者に対し、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出を実施した場合にあっては、別途、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料並びに SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料を算定することができることとする。

なお、検査を実施した日時及び検査実施の理由等について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

2. 診療報酬明細書の記載方法等について

1. に基づき算定した検査の費用を請求する場合における診療報酬明細書の記載方法等の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 記載方法

自己負担に相当する金額の請求方法等については、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発 0304 第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。6月2日最終改正。）において、保険医療機関において診療報酬明細書を作成し、審査支払機関に請求を行い、診療報酬明細書に基づき公費の補助を行うこととされていることから「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和2年5月13日付保医発 0513 第2号厚生労働省保険局医療課長通知）に基づき記載すること。

(2) 請求方法

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成20年厚生労働省告示第126号）を用いて、別途、書面により請求すること。

3. その他の診療報酬の取扱いについて

別添のとおりとする。

(別添)

問1 1. (1)を算定するに当たって、2.に基づき作成する診療報酬明細書において、検体検査実施料及び検体検査判断料(※)以外の算定項目(入院料等)はどのように記載するのか。

(答) 検体検査実施料及び検体検査判断料以外の算定項目については、通常の手続きに則り診療報酬明細書を作成し、これとは別途、2.に基づき作成する診療報酬明細書には、検体検査実施料及び検体検査判断料のみを記載すること。

また、次に掲げる事項について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- ア 検査を実施した日時
- イ 検査実施の理由
- ウ 本検査が必要と判断した医学的根拠(診断を目的とする場合に限る。)
- エ 検査の結果(退院可能かどうかの判断を目的とする場合に限る。)
- オ 当該患者が算定する入院料

なお、請求に当たっては、審査支払機関に対して、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第7条第1項に規定する届出は不要である。

(※) SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料又は SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料をいう。

問2 1. (2)を算定するに当たって、2.に基づき作成する診療報酬明細書はどのように記載するのか。

(答) 2.に基づき作成する診療報酬明細書には、検体検査実施料及び検体検査判断料のみ(※)を記載すること。

また、次に掲げる事項について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- ア 検査を実施した日時
- イ 検査実施の理由
- ウ 本検査が必要と判断した医学的根拠
- エ 当該患者が入所している施設の別

なお、請求に当たっては、審査支払機関に対して、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第7条第1項に規定する届出は不要である。

(※) SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料又は SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料をいう。

問3 1. (3)を算定するに当たって、2.に基づき作成する診療報酬明細書において、検体検査実施料及び検体検査判断料(※)以外の算定項目(医学管理料等)はどのように記載するのか。

(答) 検体検査実施料及び検体検査判断料以外の算定項目については、通常の手続きに則り診療報酬明細書を作成し、これとは別途、2.に基づき作成する診療報酬明細書には、検体検査実施料及び検体検査判断料のみを記載すること。

また、次に掲げる事項について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- ア 検査を実施した日時
- イ 検査実施の理由
- ウ 本検査が必要と判断した医学的根拠
- エ 当該患者が算定する医学管理料等

なお、請求に当たっては、審査支払機関に対して、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第7条第1項に規定する届出は不要である。

(※) SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料又は SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料をいう。

以上

事務連絡
令和2年7月22日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局）御中
〔特別区〕

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における
PCR検査の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR検査及び抗原検査）については、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日付け健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年6月25日最終改正。）及び「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について」（令和2年健感発0325第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。5月22日最終改正。）において、都道府県、保健所設置市又は特別区における行政検査の具体的な取扱いとして、医療機関との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく行政検査の委託契約の締結や費用の支払等について、お知らせしたところである。

今般、「検査料の点数の取扱いについて」（令和2年7月22日付け保医発0722第1号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）が改正され、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）が追加されたことに伴い、関連する厚生労働省健康局結核感染症課通知の取扱いについて下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、内容を了知の上、関係各所に対し周知徹底を図りたい。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における PCR 検査の取扱い

次に掲げる厚生労働省健康局結核感染症課通知中「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」については、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出（ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）を含む。）」と取り扱う。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0 3 0 4 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 6 月 25 日最終改正。以下「行政検査通知」という。）
- ・ 「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 1 5 条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について」（令和 2 年健感発 0 3 2 5 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。5 月 22 日最終改正。以下「3 月 25 日課長通知」という。）

2. その他

1. に伴い、行政検査通知の別添の事務契約書（案）並びに 3 月 25 日課長通知の別添の事務契約書（案）及び覚書（案）の「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」に「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）」が含まれることとなるが、既に締結済みの契約については、その契約が都道府県等と医療機関の個別の契約であるか、都道府県等と複数の医療機関の集合契約であるかに関わらず、契約当事者の異議がある場合を除き、本事務連絡に基づき、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」に「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）」が含まれているものとみなすものとする。

【問い合わせ】

新型コロナウイルス感染症対策推進本部 検査班
(代) 03-5253-1111 (内線 8133)